

弥勒寺末寺御許山正覺寺領

中 山 重 記

はじめに

- 一 弥勒寺末寺御許山正覺寺領
- 二 御許山領筑後国原田庄
- 三 御許山領豊前国佐田庄
- 四 御許山領豊前国深見庄

おわりに

は じ め に

宇佐神宮の南東、豊前・豊後の境に、六四五歳の女性的な靈峰御許山がある。この神山に宇佐神宮摂社大元神社が鎮座する。
この神社には神殿がなく拝殿があり、御神体は山上の石体である。⁽¹⁾巨石信仰時代からの神山である。この神山には八幡大神⁽²⁾・比咩大神⁽³⁾が降臨されたという伝承がある。

宇佐大宮司は初任の時、御許山に登り初拝の神事を行なう。これを初拝会といふ。『太宰管内志』⁽⁴⁾に、
宇佐大宮司家督相続の後初めて御許山に詣る、鳥居の内に入りて拝す、

とある。

寛文元年（一六六一）『御社恩配当帳』⁽⁵⁾の御許山関係の寺院に、「石垣坊・東之坊・西之坊・谷之坊・成就坊・楣洞院の六院坊が山上にあり、これは正覚寺の座主坊によって支配された。所謂「御許六坊」とは御許山正覚寺の六坊のことである。現大字正覚寺は、山上の現大元神社の境内、御許山南麓七合目位の所にある集落を含んでいる。この集落は木戸口・辻・大明神・坊屋敷・宮園などの小字の上に展開し、中央通路に対し、直角の石垣が左右に数段あり、あたかも日子山の参道によく似た構造をもつてゐる。今は農家の屋敷であるが、近世までは坊敷であったと思われる。正覚寺の本堂は山上の講堂であり、正覚寺の集落には座主坊等があつて、本堂はなかつたものと思われる。いままでに、正覚寺の集落に本堂があつたという史料は管見に接しないので、考古学による本堂跡を発見できない限り、正覚寺集落に座主坊があり、正覚寺の本堂は御許山講堂⁽⁶⁾であったとしなければならない。なお正覚寺座主が御許山の管理者であったことは、文永四年（一二六七）三月「漆嶋則秀解案」に、漆島並繼（中略）以去寛元三年三月四日「乱入于御許山、令狩御在所禁塚之上、忝昇于石体權現御頂」之間、彼山住僧等依見付之、座主神護并当宮神官一同訴申本所」とあるによつて、このことが分る。正覚寺座主神護が山上の管理者であつたから並繼の不敬を訴えたのである。

注（一）この石体を前記「漆島則秀解案」には「石体權現」とい、又『託宣集』十四卷「御許山上圖」に石体の図がある。

（2）『託宣集』十四卷に、「吾者是礼人王第十六代畠田天皇乃御靈奈利、奉守百王、良牟加為尔成、神明礼利、又顯豐前國厩峯礼坐也」とある。

（3）『日本書紀』神代「瑞珠盟約章」第三別伝に、「即以日神所生三女神者、使降居于葦原中国之宇佐島矣」とあり、谷川十清の『日本紀通証』は「宇佐島」を御許山に当ててゐる。

（4）『太宰管内志』豊前宇佐郡「石体權現」条

（5）『御社恩配当帳』宇佐市中原「庄崎ヒサヨ氏所藏文書」

(6) 文永四年三月「漆島則秀解案」(『鎌倉遺文』六八四)

一 弥勒寺末寺御許山正覺寺領

御許山領は宇佐神領でなく弥勒寺領である。『元暦文治記』⁽¹⁾に、弥勒寺の末宮末寺として、五所別宮に筑前大分宮・肥後藤

崎宮・肥前千栗宮・薩摩新田宮・大隅正宮をあげ、末寺に入學寺・西明寺・大日寺・成道寺・五大院・蓮花寺・正覺寺・中觀寺・菩提院・法満寺・藤尾寺・由原宮・香原宮をあげている。これらの末宮末寺は所務権をもっていたから、弥勒寺を本家とすれば、領家に当るのであろう。御許山は山号のみを使い寺号を欠いでいるが、御許山正覺寺とすべきものであろう。正覺寺座主坊は御許山上の神域(寺域)⁽²⁾の管理権をもつていたことは既に述べたが、御許山領に属する所領庄園の所務権をもつていた。御許山領佐田庄では、「秤者御許正覺寺衆來納⁽³⁾被請取候する秤にて可馳走事」とある。領家御許山正覺寺に納める銀子は「御許正覺寺衆」(これは御許山正覺寺衆の意である。)の秤によつていることは、御許山領佐田庄の所務は御許山正覺寺の座主坊が支配していたといえる。御許山領は御許山正覺寺領であり、正覺寺が弥勒寺末寺である以上、御許山領は弥勒寺領でなければならない。

これを裏書する史実は筑後国原田庄である。承徳三年(1099)都督大江匡房⁽⁴⁾によつて御許山に寄進された筑後国原田庄と、「弥勒寺喜多院所領注進」に記述された「筑後国原田庄」は同一の庄でなければならない。その故は、筑後国で原田という地名は、現福岡県三潴郡三潴町原田以外にないからである。同じ原田庄が、御許山領であり、また弥勒寺領であることは、御許山領は弥勒寺領であると断定してよいであろう。

御許山領には、筑後国原田庄・豊前国佐田庄・深見庄・大西名⁽⁵⁾・豊後国日差庄・真玉庄⁽⁶⁾がある。本小論においては、原田庄・深見庄・佐田庄について考究することとする。

注(1) 中山重記校「元暦文治記」(『大分県地方史』88号)

- (2) 『大分県史料』(8)「佐田リキ文書」一号
- (3) 承徳三年二月廿九日「都督大江匡房原田庄寄進状」(『群書類從』一輯「官事縁事抄」)
- (4) 『石清水文書』之二一一四三二号
- (5) 『大分県史料』(2)一四八号「御許山座主某安堵状案」に、御許山座主某が、安心院公定に、高家郷佐野村大西名の田畠山野等を安堵したとある。安堵の内容は大西名の名主職である。安堵の主体である御許山座主は、御許山正覚寺の座主である。それ故に高家郷大西名は御許山領である。
- (6) 永徳六年(一三八三)九月廿六日「今川了俊書下」(『太宰管内志』豊前宇佐「正覺寺」条収載)に、「八幡宇佐本宮御許山座主圓信權律師申、当山領豊後國日差庄」とあるから、当庄は御許山領である。日差庄は山香郷内に別名として成立したものであつて、その開発領主は、『豊後國弘安岡田帳』(『鎌倉遺文』一五七〇)に、「日差村三十町大炊判官代(田北氏)太郎頼元、當國住人日差左衛門後家論之」とある、この日差氏であろう。日差氏は弥勒寺領山香庄内に発生した開発領主で、この日差氏と正覺寺との間に何等かの関係が生じ、日差庄として御許山領になったものであろう。嘉徳二年(一二三六)三月十七日「大友親秀譲状案」(『鎌倉遺文』四九四五)によれば、大友親秀は日差庄地頭職を父能直から譲り受け、その子親泰に譲っている。その後日差庄は田北氏の本領として伝領し、大友氏速見郡武士団統制の拠点となつた。
- (7) 永徳元年(一三八一)九月廿六日付「今川了俊書下」(『太宰管内志』豊前宇佐「靈山寺」条)に、「御許山座主圓信權律師申、当山領豊後國真玉庄」とあるので、真玉庄は御許山領である。

二 御許山領筑後国原田庄

前述の「都督大江匡房原田庄寄進状」の事書に、「永く淨行の僧六口を宇佐御許山に置き、法華三昧を勤修し、八幡大菩薩の法華を祈り奉る事」とあり、事実書に「仍つて且は法華を祈り奉らんが為に、且は神恩に報い奉らんが為に、殊に八幡御許の靈窟において、敬んで一乘妙法の疑問を開き、すなわち縞襪六口を定め、永く白業三昧を修し(中略)そもそも仏聖灯油燈

侶供料等に至りては、府領管筑後国原田庄の地利を以つて之に宛つ」（原漢文）とあり、最後に「承徳三年二月廿九日從一位權中納言兼都督大江朝臣匡房敬白」とある。この寄進状の要点は、(A)府領筑後国原田庄を寄進して、(B)御許山に六口の僧をおき、(C)法華三昧を勤修して八幡大菩薩の法樂を奉祈する、という三項に要約できる。

(A)筑後国原田庄の所在地は、竹内理三『莊園分布図』「筑後③」に、現福岡県三潴郡三潴町原田の地を當て「弥勒寺領」とし鎌倉時代の庄園の符号をつけてある。これは既述の「弥勒寺喜多院所領注進」に「筑後國」「原田庄五十町」とある史料によられ、この史料を鎌倉時代初頭の文書と認定されたことによつて、鎌倉時代の符号をつけられたものと推定する。しかし前述の「都督大江匡房原田庄寄進状」に、承徳三年（一〇九九）二月廿九日付をもつて、御許山に寄進された筑後国原田庄と、前記「弥勒寺喜多院所領注進」に見える「筑後國」「原田庄」とは、同一の庄園でなければならないことはすでに論じた所であるから、筑後国弥勒寺領原田庄は明らかに平安時代の庄園としなければならない。

(B)御許山六坊の起源は、都督大江匡房の筑後原田庄の寄進によつて、その地利によつて造営ならびに維持がなされたものと解される。御許山参道に残る石垣の坊趾は六坊の跡である。この推定が正しいとすれば、承徳三年（一〇九九）に工事が開始され、「御許山絵図」⁽¹⁾にある「鐘樓」に「鐘者仁平元六月廿六被懸也」とあるにより、仁平元年（一一五一）までに講堂を含めて六坊が完功したと考えられる。絵図によれば講堂の位置は現拝殿のある平地で、「自御在所至講堂西角庇柱十六丈八尺」とあり、講堂の大きさについては、「中間九尺、次左右八尺、已上三間、御簾明鏡三面、次左右七尺、西方庇七尺五寸、横一間、各七尺」とあり、鐘樓の位置については、「講堂与鐘樓中間七丈八尺東ニ去ル」と絵図に注記してあるにより、考古学調査も可能であるから、今は廃亡した講堂の初度の建立の時期を確認することができるであろう。

(C)御許山においては法華三昧を修することを目的として六坊を置いた（既述）。法華三昧とは、中村元氏によれば、天台に四種三昧がある。常坐三昧・常行三昧・半行半坐三昧・非行非坐三昧これである。半行半坐三昧は、大方等陀羅尼經による方等三昧と、法華經による法華三昧とに分かれる。法華三昧は二十一日を一期として、仏像のまわりを行道し、礼法・懺悔・誦

経などを行なうのである。⁽²⁾

なお大江匡房は康和二年（一一〇一）三月宇佐宮に法華三昧堂を建立し、その料所として、豊前虫生別符・肥前高来別符を寄進している。この三昧堂を大貳堂⁽⁴⁾と呼んでいる。

注(1)『八幡宇佐宮御託宣集』王卷「御許山図」

(2) 中村元『仏教語辞典』「法華三昧」

(3)(4)『大分県史料』24四六号「八幡宇佐宮御神領大鏡」

(4)『公卿補任』康和三年条によれば、この時匡房は太宰權帥である。それを何故に大貳堂と呼んだかについては、當時權帥と大貳は同格と見られていたので、このような呼称が生じたのである。

三 御許山領豊前国佐田庄

佐田庄が御許山領であることは、文明十八年（一四八六）六月日「佐田忠景知行所注文」⁽¹⁾に、「宇佐郡御許山領佐田庄」とあるにより確実である。

佐田庄の領域は、時代は下るが、大永三年（一五二三）八月廿五日「国堺方指案文」⁽²⁾に、

国堺方指案文 大永三
八廿五 山家役人江遣留案也

豊前国宇佐郡佐田庄御許山領国堺方指事、雲武南流夫より岩くま下八郎芋浦之間三尾くたり水西に流分、其よりかならし水はしり西、其よりはんのき水走、其より古川与河床堺、河床のた氣三尾大石より南下堀に見あて水西ニ流分、其よりとふのおちあい上あ氣・中平・立石、其より同古川・秋山あくた神よりにし三尾大石見あて、大見尾与釣尾・津留の堺田代の口三尾の堀切を見あて、同大みを釣尾畠の堺地吉の川を限、大唐河の堺川を限、其より小唐河与北名之堺留田之うちあ氣の尾を限、

とある。これは豊後山香庄と豊前佐田庄との境界協定書で佐田庄側の留案である。この両庄の境界が同時に豊前豊後の境界になるので、「国塙方指」としたのであろう。右「国塙方指」の地名のうち、「雲武」は現雲ヶ岳、「芋浦」は現山香町芋恵良、「古川」は現佐田地区古川、「川床」は現山香町川床、「秋山」は現山香町秋山、「大見尾」は現佐田地区大見尾、「釘尾」は現山香町久木小野、「大唐河」は現山香町唐川、「小唐川」は現佐田地区小唐川である。この「国塙方指」は現山香町と現安心院町佐田地区との境界に大筋では合致しているようである。これが佐田庄の南東の境である。北は現宇佐市正覚寺・熊⁽³⁾、西南は且尾・佐田・広谷・口坪・塔ノ尾の線以東であろう。ということは矢崎⁽⁵⁾と上ノ原の線以西は新開庄と推定されるからである。佐田庄は底辺を上にした倒立三角形であるから、東南・西南・北の三至をいえば、南を省いてもよいようである。

佐田庄の初見は正応三年（一二九〇）の「関東下知状」⁽⁷⁾であるが、一般的に弥勒寺の末寺末宮所領庄園が永承七年（一〇五二）までに成立していたであろうことが推定されるのであるから、佐田庄も十一世紀の前半に成立した可能性があるが、これを証する史料はない。ただ、天正五年（一五七七）の「佐田居宅下作職契約状案」⁽⁹⁾に、

一 右地來納銀子廿四文目之事、年々九月御神事前、至此方堅馳走専一候、秤者御許正覚寺衆來納被請取候する秤にて可馳走事

とあり、領家正覚寺の秤を使用することは、その成立が十一世紀前半に遡ってもよいと思われる内容である。すなわちこの秤によつて領家正覚寺が膝下庄園佐田庄にのぞむ強力な姿勢がうかがえるのである。

『佐田文書』⁽¹⁰⁾に、

可令早前薩摩守通房法名
法師尊覺領知

豊前國佐田庄地頭職

足立五郎左衛門尉
達氏知行分

右、為同国安雲村替、所被宛行也者、早守先例、可令領掌之状、依仰下知如件、

正應三年十月四日

陸奥守平朝臣（花押）
(宣時)

相模守平朝臣（花押）
(貞時)

とある。この関東下知状は、宇都宮通房法名尊覺を、上毛郡安雲村地頭職の替りとして、佐田庄地頭職に補任したものである。佐田庄はもと足立遠氏が地頭職であったが、足立氏の補任はいつであったかは不明である。しかし足立氏の地頭職は新補地頭であつたと推定される（後述）。なお、足立氏は武藏国足立郡の御家人であろう。

下野の御家人宇都宮信房は貴海島討伐の功により、豊前国田川郡伊方庄地頭職を安堵されて以来、豊前国に根を下ろし、その庶流は同国に繁栄した。正応三年宇都宮通房が佐田庄地頭職を宛行れて後、頼房・公景・經景・親景・盛景・忠景・泰景・朝景・隆居・鎮綱、と伝領したことは、『佐田文書』⁽¹²⁾によつて確められる。

永和二年（一三七六）十月九日「散位⁽¹³⁾某書下」に、

八幡宇佐本宮御許山雜掌申、豊前国宇佐郡佐田・深見両庄事、代々支証等披見畢、探題時者雖為半濟、可被渡付寺家状如件、
永和二年十月九日 散位判

とある。御許山領佐田・深見両庄は、探題の時半濟であった。「探題」は誰を指すのか不明であるが、嘉慶一年（一三八八）六月日の「宇都宮親景代申状」⁽¹⁴⁾の事書に、「欲早被任 将軍家御下文并次第相続手續證^(文等)旨、令知行豊前国宇佐郡佐田庄半分者當知行残^(半分)間事」とあることによつて半濟事實は裏づけられる。以上によつて佐田・深見両庄は永和二年までに半濟の法が行なわれていたことがわかる。半濟とは、庄園からの年貢を領主と地頭が折半する方法である。

文安元年（一四四四）三月日「佐田盛景當知行所注文」⁽¹⁵⁾に、

佐田因幡守當知行所注文

一所 御許山領佐田庄五拾三町内
拾六町五段十五代武役之

ふね。即ち御許山領佐田庄五十三町が、佐田盛景知行所となつてゐるから、佐田庄は地頭讀である、一・六畠川山十五代が地頭佐田氏の得分であり、三十六町四反三五代が領家正覺寺の得分である。これは大約領家に三分の一、地頭に三分の一の振合である。永和一年以前に佐田庄は、半済を行なつてゐるが、半済は領家と地頭が年貢を折半するといつてゐるが、文安元年からは地頭の得分が三分の一になつてゐるので、時代が下るに従つて地頭の得分が減少するといつことは考えにくいで、永和一年以前の半済は、領家三分の一、地頭三分の一といつて得分比率であつたのである。

前述のように、佐田庄五三町の内、武領が十六町五反十五歩といつてゐる。すなわち新補地頭の法定得分は、(A)庄公田畠の十一町につき一町⁽¹⁶⁾、(B)駿河五升の加徵米⁽¹⁷⁾、(C)山野河海の所出物の二分の一⁽¹⁸⁾、(D)検断物の三分の一⁽¹⁹⁾であるから、

地頭給田

$$53\text{町} \times \frac{1}{3} = \text{約} 5\text{町} \dots \dots \dots \quad (\text{A})$$

加徵米

$$5\text{斗} \times 53(\text{町}) = 26.5\text{石}$$

$$\frac{26.5\text{石}}{3\text{石}} = \text{約} 9\text{町} \dots \dots \dots \quad (\text{B})$$

$$\frac{\text{約} 5\text{町} + \text{約} 9\text{町} + \text{山野河海得分}}{(\text{C})} = 16\text{町} 5\text{反} 15\text{代}$$

と、右のふへに核算した。この下地中分は、文明十八年（一四八六）の「佐田忠景⁽²⁰⁾知行所注文」、天文十八年（一五四九）の「佐田朝景⁽²¹⁾所領注文」は、缺けておらずかんむりがわからぬ。この場合、一六町五反十五代の地頭得分は四九石五斗九升であるから、これは駿河三町⁽²²⁾である。この駿河三町の割合で領家得分を出すと、

$$3\text{石} \times (53\text{町} - 16\text{町} 5\text{反} 15\text{代}) = 109\text{石} 4\text{斗} 1\text{升}$$

一〇九石四斗一升となる。このように地頭佐田氏の得分が折半に差ひず、約三分の一であったことは、弥勒寺の膝下庄園であったが故に、時代の下る程衰えて行く領家ではあつたが、地頭佐田氏を押えるだけの余力はもつてゐたと解かなければならぬ

- (1) 注「熊本県史料」中世編「佐田文書」一〇一号
- (2) (2) 尾立維孝『地頭傳記』収載文書
- (3) (3) 応永卅年四月「宇佐宮神事諸役支配注文」(『大分県史料』(2)「矢野文書」七号)に、「佐田庄内正覺寺」とある。なおこの正覺寺座主は御許山頂の寺域(神域)を管理していたことは一項で述べた。
- (4) (4) 「応永現記」(『古事類苑』神祇部「宇佐神宮」所収)に、「於大路山椀飯所」「御供酒肴饗膳在之、佐田庄役也」とあり、また、「享保八年行幸会關係文書錄」(中山重記校注「豊日史学」一八三号)「宇佐宮兩大官司連署書状案」に、「熊村之内御屋休之古跡御座候、此所者宇佐之神輿・神幣之神輿妻垣ニ行幸之節、御屋休之場所ニ而御座候」とあるから、「応永現記」の椀飯所は熊村にあつたことがわかる。「佐田庄役」とあることは、熊村が佐田庄内であったことを意味する。
- (5) (5) 応永三十年四月「新開庄宇佐宮神事諸役注進状」(『大分県史料』(2)「矢野文書」八号)に、「矢崎前橋十七名寄合渡之」とあり、「十七名」は前文により新開庄の名であるから、矢崎を新開庄内とする。
- (6) (6) 「八幡宇佐宮御神領大鏡」(『大分県史料』(2)「到津文書」四六八号)の「新開庄」四至中の「東限上野」を、字「上ノ原」に比定する。
- (7) (7) 『鎌倉遺文』(2)一四四六号「佐田文書」
- (8) (8) 「石清水文書」(『平安遺文』四九二三~四九三二号)の十一通は、事書に「應令任故法印大和尚位元命相承道理、以法眼和尚位清成為檢校職、執行八幡宇佐宮寺末寺末宮井所領庄園事」とあり、大宰府は同文を以って、九州二島の国司島司に符しているから、「石清水文書」之一の四三二号「弥勒寺喜多院所領注進」の九国に散在する一〇四所の末寺末宮庄園は永承七年にはその殆んどが成立していたと推定する。
- (9) (9) 『大分県史料』「佐田リキ文書」一号
- (10) (10) 『鎌倉遺文』(2)一七四六〇号(『熊本県史料』佐田文書)
- (11) (11) 『鎌倉遺文』(2)五八一号(『熊本県史料』佐田文書)

(12) 「熊本県史料」中世編「佐田文書」

(13) 『太宰管内志』豊前宇佐郡「石体權現」条所収

(14) 『熊本県史料』中世篇「佐田文書」四一号

(15) 右史料七五号

(16)(17)(18)(19) 貞應二年七月六日「関東御教書」(『鎌倉遺文』三一八「新編追加」)

(20) 『熊本県史料』中世編「佐田文書」一〇二号

(21)(22) 右史料一五八号

四 御許山領豊前国深見庄

永和二年（一三七六）十月九日「散位某書下」⁽¹⁾の事書に、「八幡宇佐本宮御許山雜掌甲、豊前国宇佐郡佐田・深見両庄事」とあり、天文八年（一五三九）四月十二日「大府宣案」⁽²⁾に「八幡宇佐本宮御許山領豊前国宇佐郡佐田・深見両庄事」とあるのでこの両庄は御許山領である。この両庄は中間に宇佐宮領新開庄をはさんでいるので、連接はしていないけれども、同じく宇佐郡南に位置しているので、同時に立券された兄弟庄ではないかと思うが、それを裏付ける史料はない。深見庄成立の時期は佐田庄と同様に十一世紀前半まで遡ってよいと思うが、それをきめる史料はない。

深見庄は「和名抄」郷深見郷全部が変質して庄園化したものであろう。従つて深見郷の郷域と深見庄の庄域は同じと見てよいであろう。深見郷・深見庄の所在地は、深見川本流の深見谷、西部支流の新貝川の新貝谷、東部支流の笠口川の笠口谷の領域であると推定する。文安三年（一四四六）八月一日の「宇佐郡深見領分四方指」⁽³⁾に、

豊前国宇佐郡深見領分四方指之事

一 東は口戸之田之北之外より東之尾道を登り、柴山之横道を西へ通す、恵良越之道を登り、芥神と申所有、是迄は東は笠之

口領、西は深見領分也、芥神之石仏より大道登り黒土原一之堀と申は、東西に流れ山溝有り、夫より西に見て立石と申石有、夫より上に武藏と申て東西に尾有、此嶺より水分に南は豊後之内、北は豊前領也、是尾を西へ行て落合と申谷有、夫より斎藤墓に上る道有、斎藤墓と申は為末代豊前豊後之境之驗に、死骸を埋墓を築置たる処也、夫より西は花木原と申す、山木浦尾筋を西に行て、壹本櫓と申木有、是迄は南差境也、夫より鈴ヶ塚と申峰に上り、北に続たる尾道を下り、桂ヶ峠之大道を下り、仙ヶ畑と申田を限り、是より道式筋分る、西之道に行て船板平之尾道を下り、臼ヶ塚に到る也、是迄は西之差境也、夫より北に下て大岩寺之横道を限り、若宮之神前より三丁下りて、大河之石橋を東に渡り、口戸に限る也、右四方指相定所之状如件、

文安三年八月二日

深見河内守

盛行（花押）

右田佐渡守

直高（花押）

笠之口日向守

清久（花押）

帆足越後守

總繁（花押）

中山内膳正房

（花押）

深見河内守殿

とある。この四方指に署名しているのは、中央の深見谷の領主と推定される深見盛行、笠口谷の領主と推定される笠之口清久新貝谷の領主と推定される中山正房、領地の所在地推定不能の右田直高・帆足總繁の五名であるから、深見庄の領域は前述の深見谷・笠口谷・新貝谷の三谷であることはほぼ確実である。しかして深見庄全体の領有権者は深見河内守であることも、庄内の五名の実力者の署名した四方差を深見河内守に提出していることによつて知ることができる。

深見庄の北限かと思われる地帶に恒松・鳥越・口戸等がある。これらの三地点は深見川の左岸にある。恒松・鳥越は竜王山をはさんでいるので、竜王山も深見庄ではないかと思われるが、この山は安心院地頭兼新開庄弁済使安心院公泰の拠つた城山

といわれているから、安心院庄内と見るべきであろう。この種の境界は時代が下れば関係豪族の勢力に左右される処が多いので、坪付の吟味によることが確実と思われるが、これができない場合は確実にはつかめない。

次に深見庄の所務については御許山正覺寺座主が直接行なつたか、それとも預所に預けたかは、史料の関係で不明であるが、深見庄地頭深見秋吉氏は宇佐氏である点からみれば、この氏が早くから預所として所務を行ない、鎌倉時代になると地頭職に補任されたものであろうと考える。「秋吉氏相伝文書覚書写」⁽⁸⁾ 及び「秋吉系図」⁽⁹⁾によれば、深見庄地頭宇佐姓深見秋吉氏が永治元年（一一四一）以来深見庄で成長し、維宏・盛広・盛泰・維継・盛繼と伝領する。この故に深見秋吉氏が深見庄預所であった可能性は強い。

その後度々の戦功により、八坂新庄・筑前四郎丸・肥前統命院等の地頭職を宛行れたので、盛氏は三男能房をつれて、元徳元年（一一三〇）八坂庄に移住し、深見庄には二男盛氏⁽¹⁰⁾が残つたという。この深見氏は「秋吉系図」によれば、盛広の母は阿蘇大宮司友範の女、盛泰の母は宗像神人秋定の女、維継の母は宇佐祝大神義幸の女、盛氏の母は戸次重秀の女、盛継の母は木付義重妹とあるから、当時における名族と通婚関係をもつているのであり、ひいて深見秋吉氏が相当な家柄であつたといえるのである。なお、正和二年（一一一三）六月一日付「鎮西下知状」⁽¹¹⁾ に見える「深見右近五郎広政」、及び元応元年（一一一九）八月十九日付「鎮西御教書」に見える「深見弥二郎」はともに、宇佐宮供僧神堯の神領興行下知による訴訟に關して、それぞれ鎮西探題の論人召喚使者・判決執行使者であった。この二人の深見氏は深見秋吉氏の深見庄に居住した本流であるうと思われるが、これを決定する史料はない。また正平五年（一一五〇）十月十八日付「院内恒松名内武貞名四方差案」⁽¹²⁾ に見える「恒松盛幸」は「秋吉系図」の「深見秋吉盛氏改盛幸」⁽¹³⁾ であろうと思うが、これを決定する史料はない。また、正平十三年（一一五八）六月日付「番長永弘重輔申状」⁽¹⁴⁾ に見える「深見左衛門藏人盛尚・同弥次郎盛頼」の二人ともに深見秋吉氏であろうと思うが、そのきめ手はない。

次に深見庄恒松名が宇佐宮行幸会妻垣御供米料所になつてゐるが、正平十三年（一一五八）六月日付「番長永弘重輔申状案」⁽¹⁵⁾

によれば、宇佐宮番長永弘重輔は、深見庄地頭深見盛尚・同盛頼の輩が、御供米を抑留してて神慮測り難いので、早急に御沙汰を経られ、御成敗されんことを言上している。この恒松名については、延慶三年（一三一〇）九月日付「宇佐宮番長宇佐愛輔申状」⁽¹⁸⁾に、「今手瀬社免恒松妻垣社免兩名、為國宣一紙之□」とある。國宣は遙任国司又は知行国守が、留守所に對して発給する文書であるから、恒松名が未だ国領であった時代（まだ御許山領深見庄が成立していない時機）に、豊前國宣によつて、今手名が瀬社免、恒松名が妻垣社免として、国司から寄進されたものである。従つて深見庄が成立する時、負担付のまま成立したもので、深見庄から見れば恒松名は除地の中にはいるものである。

現安心院町大字恒松は、深見川が北流して安心院盆地に流入する付近の左岸に位する。この地を行幸会妻垣社免恒松名の地に比定する。ここに「神田」という字名があり、恒松の水田地帯の一等田が集中しているという。貞和四年（一三四八）十二月廿九日付「宇佐宮番長永弘保範得分物注進状」⁽¹⁹⁾によれば、今手小今手の行幸会「瀬社免田六町分米黒米七石二斗 段別一斗二升」とあり、恒松の妻垣免田は田数をかき「御供米拾貳石」とあり、「國宣一紙」に記された御供米料所のことであるから、今手小今手の段別一斗二升の率は恒松にも適用できるので、恒松の御供田は十町であったことがわかる。

宇佐宮行幸会については、長保五年（一〇〇三）八月十九日付「八幡大菩薩宇佐宮司解案」⁽²⁰⁾によれば、宇佐宮行幸会の料物は、「公家被奉寄豊前・豊後・肥前・肥後・筑後・日向等国、相待進納、供神年久」とある。このように九国のうち六国を寄進されるということは、宇佐宮行幸会神事を國家の神事と認め、大宰府が実施の責任機関となり、その経費は九国の内六国に拠出させたものと解する。右の行幸会瀬社御供米料所今手・小今手名、同妻垣社御供米料所恒松名は、以前は豊前国の正税をもつて献納していたものを、深見庄成立以前に免田を設定し、この免田の年貢をもつて、行幸会の瀬社と妻垣社の行幸会宿泊経費にあてたのである。八社のうち二社だけに御供米料所がつく理由は、行幸会の時瀬社と妻垣社に各二泊されるからである。従つて、妻垣社御供米料所というけれども、恒松名の所務は番長永弘氏がこれを担当し、妻垣社はこれに關係していない。

次に宇佐宮行幸会妻垣社御供米料所深見庄恒松名と、弥勒寺領津房庄恒松名との関係をどのように考えたらよいか。「恒松」

という地名は、宇佐郡々南には現安心院町大字恒松が一ヶ所あるのみである。この恒松の地が、宇佐宮行幸会妻垣社の御供米料所であったことはすでに述べた。永享九年（一四三七）二月十二日付「有田家久・原田種秀連署奉書」の事書に「宇佐郡津房庄散在恒松名内滝貞名王職事」とある。津房庄は「莊園分布圖」⁽²³⁾にもあるように現安心院町津房地区であろう。「散在恒松名」とは本庄津房庄の庄外の恒松を、右文書に見える「本主恒松盛幸」⁽²⁴⁾が開拓して私領主となり、その領主権を確保するために、津房庄に寄進し、自らは恒松名主職を保留したものと解するのである。恒松名に所属する地は現院内町南院内地区滝貞に「滝貞名」、同町院内地区小河内に「小河内屋敷」、同町（？）に「見そのの村」等があげられる。

さて「本主（恒松名名主）恒松盛幸」とはいかなる人であるか。「秋吉氏相伝文書覚書写」⁽²⁵⁾に、「深見庄地頭宇佐惟継」の子に、「宇佐盛氏」がある。この盛氏は後に「秋吉左衛門尉宇佐盛幸」と名乗った。もしも「恒松盛幸」が「宇佐盛幸」であれば、恒松盛幸は深見庄地頭職の流をくむものであり、深見庄恒松名（宇佐宮行幸会妻垣社御供米料所）内の空閑地を拓いてこれを津房庄に寄進し、自らはその名主職を保有したことになると推定するが、「宇佐盛幸」と、「恒松盛幸」とが同一人であるという証拠は外に見つけ出さないのである。

注(1) 「太宰管内志」豊前宇佐郡「石体權現」項所収

(2) 中野幡能「八幡信仰史の研究」六八〇頁所収「正覚寺文書」

(3) 尾立維孝「地頭伝記」一〇三頁収載

(4) 正平十三年六月日「番長永弘重輔申状案」（『大分県史料』(2)三四三号）に、「深見庄恒松名」とある。

(5) 永正九年三月四日「弥富依重譲狀」（「太宰管内志」豊前宇佐郡「深見郷」条所収）に、「深見庄鳥越名」とある。

(6) (3)の文書に、「口戸」とある。

(7) 延慶三年正月廿六日「鎮西下知状」（『大分県史料』(1)「到津文書」九八号）に、「安心院地頭弥五郎公泰」「公泰者……新開庄弁済使職」とある。

- (8) 『大分県史料』(10)「秋吉文書」二号
 (9) 右史料 「秋吉文書」所収
 (10) 「秋吉系図」盛継譜に、嘉暦元年（一三一六）八月三日付「深見盛継讓状」に、豊前国深見庄地頭職・豊後国八坂新庄地頭職・筑前国田丸地頭職・肥前統命院地頭職があげられている。なお盛継は大番役を勤仕しているから御家人でもあった。
 (11)(12) 「秋吉系図」盛氏譜
 (13) 『大分県史料』(2)「北文書」七号
 (14) 右史料 「北文書」一〇号
 (15) 右史料 (8)「滝貞文書」一号
 (16)(17) (4)の史料 (18)『大分県史料』(3)「永弘文書」一三一一号
 (19) 右史料 (1)「到津文書」一六一号
 (20) 『平安遺文』四五九五号・石清水文書
 (21) 貞和四年（一三四八）十二月廿九日付「永弘保範得分物注進状」に、「今手・小今手名」「恒松名」支配の事実を記す。
 (22) 『大分県史料』(8)「滝貞文書」一号
 (23) 竹内理三『莊園分布図』下巻「豊前」(6)
 (24) 『大分県史料』(8)「恵良文書」一号
 (25) 右史料 恵良文書八号
 (26) (8)の文書

この小論において私が明瞭にしたいと努力したことは

おわりに

1 御許山六坊は大宰權帥大江匡房の筑後国原田庄寄進によつて着手され、法華三昧を修する道場として成立したこと。

2 御許山上の神仏混こうの宗教施設は、正覚寺座主の管理下にあつたこと。

3 正覚寺は弥勒寺の末寺であつて、所領庄園を數多領していたこと。

4 御許山領と称する庄園は御許山正覚寺領であつて、筑後原田庄・豊前深見庄・同佐田庄・同大西名・豊後日差庄・同真玉

庄を検出できたこと。

5 深見庄は和名抄郷の深見郷の庄園化したものであり、地頭深見氏は宇佐氏である。開発領主の武士化したものと考えられるが、その確証を得られないこと。

6 深見庄恒松は国領時代から、宇佐宮行幸会の妻垣御供米料所であるが、深見庄が成立してから後もこれを継承していること。

7 佐田庄の領域は御許山上の宇佐宮奥宮を含み、現安心院町佐田地区に展開していくこと。

8 佐田庄は御許山の膝下庄園として、所務は正覚寺座主が行なつていたこと。

9 佐田庄には豊前宇都宮の庶流が地頭となつたが、その得分は新補地頭のそれであつたと推定したこと。
等である。

御許山領深見庄・佐田庄は何を権限として和名抄郷深見郷、同野麻郷(?)の一部に庄園を起したかは不明である。これは法蓮に下された豊前国四〇町の野ではないかとも考えるが、その確証はない。

注(1) 『続日本紀』大宝三年九月癸丑条に、「施僧法蓮豊前国野町四十、褒医術也」とある。